

丹波篠山市国民健康保険運営協議会

会 議 録

令和5年12月6日

丹波篠山市保健福祉部医療保険課

丹波篠山市国民健康保険運営協議会会議次第

1 日 時 令和5年12月6日(水)午後 2時～

2 場 所 丹波篠山市民センター 多目的ホール

3 出席者

○被保険者代表

澤 雅史 酒井 利里 森 八千代 白井 悦子

○保険医又は保険薬剤師代表

山鳥 嘉彦 河合 岳雄 井塚 篤司 小嶋 一郎

○公益代表

本庄 賀寿美 山本 優子 酒井 格 植野 桂子 森本 榮二

○事務局

福西部長 小西副課長 吉田副課長 酒井係長

4 書面出席状

○被保険者代表

俣野 信子

○保険医又は保険薬剤師代表

森 佳司

○公益代表

5 欠席者

1 開 会

2 会長あいさつ

3 会議録署名委員の指名

4 議 事 議案第1号 丹波篠山市国民健康保険第3期データヘルス計画及び第4期特定健康
診査等実施計画について

5 報告事項 国民健康保険被保険者産前産後保険料免除について

6 その他

7 閉 会

(14時00分開会)

(事務局) 本日は大変お忙しいところ、定刻にお集まりいただき、誠にありがとうございます。ただ今から、令和5年度第2回丹波篠山市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。それでは、本荘会長からご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【会長 あいさつ】

(事務局) ありがとうございます。それでは、運営協議会規則第4条で「会議の議長は、会長をもって充てる」となっております。ここからの、進行につきましては、本荘会長にお願いいたします。

(会長) それでは議事に入ります前に、丹波篠山市国民健康保険運営協議会規則第3条に基づきまず資格確認を行います。事務局お願いします。

(事務局) 運営協議会規則第3条では、委員の過半数の出席をもって本会議の成立となっております。本協議会定数15名中、本日の本人出席13名、書面出席2名、計15名です。従いまして本会議は成立することを報告いたします。

また、本日の会議につきましては、丹波篠山市付属機関等の会議及び会議録の公開に関する条例及び施行規則に基づきまして、会議及び会議録、委員名簿を公開とさせていただきますので、承諾をお願いいたします。

(会長) それでは本会議の成立が確認できましたので、最初に本運営協議会規則第12条の規定に基づき、会議録署名委員を指名したいと思います。書記は事務局で、署名人は被保険者代表森委員、保険医又は保険薬剤師代表山鳥委員を指名したいと存じますが、よろしいでしょうか。

ご異議がないようですので、2名の方よろしくお願いいたします。

それでは議事にはいります。

議案第1号 丹波篠山市国民健康保険第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計について を議題とします。

事務局より説明を求めます

【事務局説明】

(会長) それでは、只今説明のありました第3期データヘルス計画及び第4期特定健康診査等実施計画について何か質疑はありませんか。

《発言する者》

(委員) 今、資料を見せていただきまして、説明を受けまして、本当にきちんと出来ているなあと思ってます。このように出来たものを、公開できる部分は周知いただきますと市民のためにもなりますので、よろしくお願いいたします。

(事務局) 概要版につきましても、作成する予定ですので、データ等については市民にお示しする予定です。

(委員) 国保ひょうごと共通計上の計画を見せていただいて、国保ひょうごの中に第3期データヘルス計画の策定についてということで注意事項が載っていました。その中に、保健福祉部の健康課や介護保険課、策定について関係機関との連携についてはどうなっているか。

(事務局) 7ページにも記載していますが、健康課が主幹している健康ささやま21計画や、長寿福祉課が主幹しています高齢者福祉計画、介護保険事業計画と調和のとれたものとしてしています。それぞれの計画にあたっては、医療保険課としても意見交換をし整合性が合うように行っています。

(委員) 先ほど説明を受けた中で、女性の乳がん健診の受診率が減ってきているとあったが、毎年受診していたが定員のため、1年申込みできず受診できなかった。受けたいと思っても、申込みがうまくできないこともある。女性にとって気になるところではあるので、できるだけ1人でも多くの方が受診できるようにしていただきたい。申込みについても、広報で配布されているが女性の目にとまっているのか、何か良い方法があればと思う。1人でも多くの方が安心して受診いただけるようにしていただきたい。受診者が減っているのはコロナが原因かもしれないが、そこは検討していただければと思う。

(事務局) 集団でやっていたマンモグラフィーは、時間内に受診できる人数制限が決まっているので、申し込まれた時点で受けられない状況があります。施設検診をささやま医療センターとかわいクリニックで1年を通じて受けられるようになっている。できるだけ施設検診のほうで受けていただこうと健康課の方で取り組んでいます。

(事務局) ご意見ありがとうございます。今年度も乳がん検診につきましては、マンモグラフィーセンターを設けて医療機関にご協力いただきまして、土曜日、日曜日、祝日に受診いただく機会を設けました。そこも予約定員いっぱいになったということで、多くの方に休日受診いただいた状況です。集団検診には人数制限がありますが、施設検診の周知も十分出来ていない状況ですので、受診出来ていない方に対してはがきで個別に受診勧奨通知をする計画をしています。

(会長) よろしいですか。他に質疑はございませんか。

意見がないようですので議案第1号について承認を求めます。承認いただけます方は挙手をお願いいたします。

《挙手多数》

(会長) 挙手多数でございます。よって、議案第1号は承認されました。つぎに報告事項を事務局よりお願いします。

【事務局説明】

(会長) 何か質疑はありませんか。

《発言する者》

(委員) 議案について質問はない。立派なものが出来た。前期から委員を務めさせていただいたのでこのような計画ができたことに職員の方々の体が心配である。このように細かい資料を作成いただき敬意を表す。ジェネリックの取組みについて、通知を出したりしていただいているが、手術経験者としては、先発薬品でないと心配な者もいる。25年問題として、医療や介護が非常に問題となってくるので、この計画は6年間となるので職員が異動になったとしても継続してうまく連携していけるようお願いします。

(委員) 国保の基本的な資料を見て、保険税を納めるよう書いてあるが、私も勤務していた時は給与から天引きされておりあまり頓着していなかったが、この10年間自営業をしていて国民健康保険を払っている。売上が悪い時は税金は安くすんでいたが、年金を受給し始めると、年金所得のバックで数倍にもなった。65歳になると介護保険料も納めることとなった。例えばコロナで職を失ってしまった人、ひとり親世帯の人がいる中で、丹波篠山市の人口は4万人をきった。その中で65歳以上の人が14,129人パーセンテージで35%となっている。これは個人の支払いだけでは賄えないのではないかと思うので、国や県のシステムとして丹波篠山市のように高齢者の多い市に対して補助金がどのようにになっているのか。

(事務局) 保険料については、前年の所得に基づいて算定している。所得の低い方に対しては軽減という措置をとっている。その部分については、基盤安定負担金から国と県から補助金をいただいで賄っている。税金をいただいたものと交付金で賄いきれない部分については、基金を入れて国保の運営をしている。低所得者については、個人的な相談を受けているが、年金受給者はやはり相談が多い。令和9年の県下税率統一に向けて検討して足並みを揃える方向に考えているが、丹波篠山市は都市部と違って温度差があり課題となっている。

(委員) 丹波篠山市は学校の統廃合や故郷に帰ってくる者も少なくなっており、市内の住民で税金を納税する者も少なくなり大変な状況になっていると感じた。

(会長) 以上をもちまして本日の審議は全て終了いたしました。委員の皆様には終始ご熱心に審議いただき厚くお礼申し上げます。それではこの後の進行は、事務局お願いします。

(事務局) 会長におかれましては、大変お世話になりありがとうございました。閉会にあたり、保健福祉部の福西からご挨拶を申し上げます。

【部長あいさつ】

これを持ちまして、終了させていただきます。(次回の運協の案内)
お帰りの際は、車の運転等十分にお気をつけてくださいますようお願いいたします。
本日は大変お疲れさまでした。

(15時03分閉会)